

「千曲市魅力発信・地域貢献パートナー活動」ガイドライン

受給認定者は、本ガイドラインに定める基準に従い、魅力発信活動及び地域貢献活動をそれぞれ年2回以上（後期申請による場合は、それぞれ初年度1回以上）実施し、日時、内容等を記録のうえ、報告書を提出してください。

1. 魅力発信活動について

（1-1 活動の定義）

魅力発信活動とは、受給認定者自身が管理するWeb サイトやSNS を活用して、千曲市の魅力（観光、歴史、暮らし、イベント等）を発信する活動をいう。

（1-2 1 回の活動とみなす基準）

次のいずれか1つを達成すること。なお、発信する内容は、単なる一言コメントや感想のみではなく、千曲市の魅力を具体的に紹介・説明する文章とすること。

①ホームページ・ブログ(note 等)の場合

千曲市に関する紹介や体験レポートなどを執筆し、新規に1記事公開すること。

②SNS(Instagram、(旧 Twitter)、Facebook、YouTube、TikTok 等)の場合

千曲市の魅力（観光、歴史、食、イベント、暮らしやすさ等）に関する写真または動画、及び紹介文章を、自身のアカウントから新規に1件投稿すること。

（1-3 禁止事項）

以下の内容を含む発信は、活動実績として認められません。

- ①特定の個人、団体、企業への誹謗中傷、または公序良俗に反する内容。
- ②他者の著作権や肖像権（無断で撮影した他人の顔写真など）を侵害する内容。
- ③政治的、宗教的な宣伝、または市の政策に著しく反する虚偽の内容。

（1-4 年間実施回数）

受給認定者は、支援対象年度の交付申請までに、2 回以上（後期申請による場合は、1回以上）、魅力発信活動を実施し、活動実績報告書（様式第6号）を提出してください。

2. 地域貢献活動について

（2-1 活動の定義）

地域貢献活動とは、市がメールにより通知したボランティア等の活動に参加し、地域の活性化や住民支援に寄与する活動をいう。

（2-2 1 回の活動とみなす基準）

千曲市内で市が通知した地域貢献活動に参加し、地域の活性化や住民支援に寄与すること。

想定される活動例：地域イベントや祭りへの参画、ごみゼロ運動、千曲川クリーン作戦、嫉捨棚田の維持管理活動や市民ワークショップへの参加、投票立会人など。

（2-3 年間実施回数）

受給認定者は、支援対象年度の交付申請までに 2 回以上（後期申請による場合は、1回以上）、地域貢献活動を実施し、活動実績報告書（様式第6号）を提出してください。